

法学分野の参照基準案

1. 法学の定義

2. 法学分野に固有の特性

○大学間の差異と大衆化の現実（文責：河合）

日本社会では、歴史的に、どの大学の入試に合格したかが、キャリア形成において重視されてきた。そのため、入学段階での学力には、大学間で大きな差があることは否定できない。他方、大学進学率は増加の一途を辿ってきている。その結果、かつて大学に進学してきた層よりも学力が低い層の学生も入学してくる事態となっている。

かかる事態への対応として、大学ごとに、入学時のレベルと将来のキャリアに合わせた教育を用意することが必要となっている。

3. 法学を学ぶすべての学生が身につけることを目指すべき基本的素養（文責：河合）

（1） 専門性レベルの幅と多様な進路

法科大学院に進学し法曹となる、その他の法律分野の資格を取るなどパラリーガルとなる、国家Ⅰ種試験を経て官僚となる等の、伝統ある法学部ならではの進路に進むものは、ますます少数派となる。一般企業に労働者として就職する学生が多数派であることを念頭に、身につけるべき素養をあげる。ただし、大学の大衆化が進んだとしても、高いレベルの専門教育の重要性も、何ら減少していない。

進路によって専門性のレベルも質も異なることを明記し、三つに分けて整理する。「法的市民育成」「法技術をマスターしたリーダー育成」「法曹養成（法律専門職）」である。法的市民とは、法律専門家ではなく、法的サービスを的確に受けることができる良きユーザーである。企業の中間管理職から正社員、自営業者、警察官等の一般公務員を想定している。法技術をマスターしたリーダーは、国家官僚から地方上級公務員、大企業の幹部を想定している。法曹養成は、裁判官、検事、弁護士を目指し法科大学院に進学する者と、その他の法律専門職を目指す者を想定している。

（2） 考えられる基本的素養の内容

（2）－1 法的市民の育成

○頻度の高い具体例の理解

法にかかわる判断が必要とされる事象のうちで、社会内で個人が最も頻繁に遭遇する事柄について対処法を身に付ける。不動産売買・賃貸、交通事故の損害賠償、消費者問題、離婚、相続、保険、労働問題、医療過誤などの分野で、典型的な事例について学ぶ。その過程で、法が日常生活に深くかかわっていることを認識してもらう。このことは、法分野ごとの体系的理解に優先してよい。

○司法制度の利用の仕方

司法制度について学ぶ。つまり、ひとたび紛争になったとき、情報収集のために、法律相談、法テラス、法律事務所等の利用法、探し方を知っておく。さらに、調停の申立、さまざまな訴訟提起の仕方、強制執行、保全、差止め請求、不服審査請求などについても学び、これらの手段が使えるようにする。そのために、弁護士、司法書士をはじめとした法律専門家を活用できるようにする。

○国際化への対応

グローバル化に対応し、自分が海外で出会うトラブル、日本国内での外国人労働者とのトラブルなどの解決法と、予防法について、身近な事例を中心に学ぶ。そのさいに必要な最低限の外国語力の養成と、外国法、異文化についての最低限の理解を身に付ける必要がある。ここでいう外国は、西欧に限定せず、中国、インド、イスラム圏を含む。

○市民性の涵養

高校までに学んだ、日本国憲法を中心とする国家の規範構造の理解を深化し、そこに盛られた民主主義と基本的人権の尊重について市民として十分な理解を得ること。また、裁判員制度の導入をうけて、市民が刑事裁判に参加する。刑事裁判における原則のみならず、警察、検察の役割や、受刑者の刑務所での処遇、出所後の生活環境など、刑事司法についての基本的な考え方と制度の理解は極めて重要である。また、具体的な冤罪事件の歴史について学ぶことも必須である。

○日本の法曹についての知見

書物にまとめられている、昭和電工事件、松川事件、四大公害訴訟、薬害訴訟など、社会に大きなインパクトを与えた基本的な事件に精通すること。最高裁、検事総長、法務省、日弁連の仕組みとそれを代表する人物が活躍した歴史についても知っておく必要がある。

○人間関係と組織についての経験知

カリキュラム外での活動も軽視できない。大学における、クラブサークル活動は、生涯の友人を得る貴重な機会であるとともに、組織と個人、人と人の関係を学ぶ絶好の機会を与えてくれる。先生にも親にも頼らず、上級生として自立的判断を求められることを通して、責任感を身に付けることができる。

(2) - 2 法技術をマスターしたリーダー育成

特定の法学分野を深く学ぶことで得られる素養

公法学

民事法学

刑事法学

社会法学

基礎法学

新領域

ジェネラリックスキル

(2) - 3 法曹養成

4. 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

○知的遺産の習得又は読書の勧め（文責：河合）

法学部学生が読むべき図書を推薦し、読むことを習慣づける。日本社会に大きな影響を与えた訴訟事件、司法関係者の活躍について書籍を読むことを通して学習させる。

5. 市民性の涵養を巡る専門教育と教養教育の関わり

市民の育成（文責：河合）

憲法の理念、民主主義の意義についての基本的な理解ができていること、裁判員にふさわしい刑事司法の知識を持ち合わせていること、さらに、社会内の紛争の解決手段、あるいは権利擁護の手段としての法的手段の使い方をわかまえていることを生かし、自分だけでなく、他の市民にその知を提供できる人材を育てる。

批判能力の育成（文責：河合）

法学の知識と他分野の教養との融合（文責：河合）

歴史的には、法文学部、法経学部という学部もあり、人文社会科学を広く学ぶことが奨励されてきた。法律科目以外の比重を高めた学習にも意義がある。

また、狭義の法律専門職とはいえないが、資格試験の科目に法律科目が必須とされている専門職がある。税理士、社会福祉士、不動産関係の諸資格などである。

ジェネラリストの養成（文責：河合）

高度な法律知識を身に付けただけではリーダーたりえない。世界の情勢、経済の動き、社会の質の変化に敏感でなければならない。世界と日本の歴史と文化についての深い理解、さまざまな地域の特性の理解も必要である。また、さまざまなマイノリティーについての理解も涵養である。